

携帯情報端末の取扱いに関する申合せ事項(案)

1 基本認識

議員は、「言論の府」である議会の構成員として、審議及び表決に加わり、議会意思の形成に参画するため、議会の会議中は、議事に専念すべきものであるとの本来の使命並びに、会議規則第107条に基づく議会の品位を重んじるという立場から、その節度ある対応を前提に、議場及び委員会室（オンライン出席委員が現にいる場所を含む）における携帯情報端末の取扱いに関し、以下のとおり申し合わせるものとする。

2 持込みできる機器

次項で定める、「使用できる機能」を有する携帯情報端末（ノートパソコン含む）とする。なお、持込みに当たり、事前の許可申請の手続きは必要としない。

3 使用できる機能の範囲

下記の機能の使用に限定する。

- (1) 会議に関係のある資料等を閲覧及び検索する機能
- (2) 審議経過等を記録するためのワードプロセッサ機能
- (3) オンラインにより委員会に出席するための機能

4 禁止事項

下記の行為を禁止する。

- (1) 音声、操作音等を発するなど、会議の運営上支障となる行為
- (2) 会議の撮影及び録音
- (3) 会議に関係のない資料の検索、閲覧、作成等
- (4) 会議中の情報の外部への発信
- (5) 電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への投稿
- (6) その他3に掲げる機能を使用する以外の行為

5 その他

- (1) 議場及び委員会室において携帯情報端末を使用する場合、電源は同端末のバッテリーを用いることとし、あらかじめ充電を済ませて持ち込まなければならない。ただし、オンライン出席委員はこの限りでない。
- (2) バッテリーの充電が必要となった場合は、議員自らで準備したモバイルバッテリーを用いることとする。
- (3) モバイルバッテリーにより充電できないノートパソコンに限り、委員会室においては、付属の充電器（ACアダプター）を用いてコンセントからの充電を認める。